

## パレスチナ国家の独立宣言と中東和平の展望

大 石 悠 二\*

ジャパン クォータリ

## Proclamation of the Independence of the State of Palestine and the Prospect for Peace in the Middle East

Yuji ŌISHI \*\*

Japan Quarterly

### SUMMARY

The Palestine National Council, the supreme authority of the Palestine Liberation Organization, convened in Algiers and declared the establishment of a Palestinian state on November 15, 1988. The PNC, parliament-in-exile of the dispersed Palestinians, sought legitimacy for the new independent state on the basis of United Nations General Assembly Resolution 181, which had endorsed the partition of Palestine on November 29, 1947. At that time, all the Arab states holding UN membership refused to accept the partition and eventually resorted to war in an effort to destroy Israel. The PNC itself, after its formation many years later, labeled the UN resolution 181 "null and void".

At the Algiers session, the Palestinians also made it clear that they renounced the age-long policy of armed struggle against the Zionist state and implicitly recognized Israel by accepting United Nations Security Council Resolution 242. Their flexible stance was applauded by most Arab and Afro-Asian countries. Within a fortnight, the PLO-led state was recognized by more than fifty countries.

---

\*広島大学平和科学研究センター客員研究員

\*\*Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University.

Despite its moderated stance, the PLO's effort was not appreciated by the superpowers that have dominated war and peace in the Middle East. The Soviet Union appraised the proclamation of independence but declined to recognize the new state because it has no firm boundaries. The United States of America abruptly changed its long-held posture requiring the enforcement of resolution 242 as an essential condition for peace in this region and rejected the proclamation of independence as a unilateral act. US President Ronald Regan later issued an instruction to have talks with the PLO. This, however, does not mean diplomatic recognition of the fledgling State of Palestine.

A national unity government of the Likud and Labor parties came to power in Israel seven weeks after the general election held on November 1, 1988. As one of the preconditions for a coalition between the rivals, both parties agreed on the establishment of new settlements in the occupied territories that are supposed to be the site of an independent Palestinian state. The partners also agreed not to negotiate with the PLO.

The prospects for "a just and lasting peace" described in the Security Council's Resolution 242 and repeated in various UN resolutions seems regrettably dim and far away.

## はじめに

パレスチナ解放機構（英文呼称 Palestine Liberation Organization, 以下 PLO と略記）は、1988年11月12日から最高決定機関のパレスチナ民族評議会（英文呼称 Palestine National Council, 以下 PNC と略記）の第19特別大会をアルジェリアの首都アルジェで開催し、最終日の11月15日に満場一致で独立宣言を採択した。

パレスチナ民族評議会は、神の名において、また、パレスチナ人民の名において、われわれのパレスチナの領土にパレスチナ国樹立を宣言し、その首都をエルサレムに置く。<sup>1)</sup>

この独立宣言は、PLO が従来の武力闘争路線を放棄し、国際連合の諸決議に基づいて、中東和平の実現をめざすものとして、全世界の注目を集めた。しかしながら、新国家の版図は現実にイスラエルの統治、あるいは占領下に置かれている。イスラエルは独立宣言に強く反発し、相変わらず PLO を交渉相手と認めていない。<sup>2)</sup>

中東和平は PLO とイスラエルの両当事者の間だけでなく、近隣のアラブ諸国に米国とソ連の両超大国、それに広範な国際社会の合意を得て初めて実現する。エジプトはアラブ世界でイスラエルを承認した唯一の国でありながら、新国家を承認した。一方、シリアは対イスラエル強硬姿勢を維持しながら、PLO 指導部との対立からパレスチナ国の承認を控えた。

PLO がイスラエルの生存権を認めたにもかかわらず、その意義を米国は積極的に評価しなかった。また、ソ連も独立宣言を支持しながら、国家としての承認を与えていない。西欧諸国も PLO の軟化に好意的反応を示しても、すぐには承認に踏み切れないでいる。<sup>3)</sup>

大国の思惑をよそに、パレスチナ国は PNC 大会の終了から僅か半月でアジア・アフリカ諸国を主体に五十カ国以上に認知され、今後も支持国の数を増やすのに外交的努力を続けるだろう。だが、それが国家としての実態を備えるまで、あまりにも困難が多すぎる。そして、中東和平の実現——パレスチナ国とイスラエル国平和共存——は、まだ遠い将来のことと言わねばなるまい。

## 紛争の史的背景

1947年11月29日、国際連合の総会が英委任統治領パレスチナの分割とユダヤ、アラブ両国家の独立を決議して以来、三宗教——ユダヤ教、キリスト教、イスラム教——の聖地では、流血の衝突と戦乱が絶えなかった。1948年5月14日、ユダヤ教徒のシオン主義者が新生国家の独立を宣言すると、近隣のアラブ諸国は武力に訴えて建国後間もないイスラエルの打倒を図る。しかし、この第1次中東戦争でアラブ側は敗退し、翌年、個別的に休戦協定を結んだ。

アラブ国家の独立は、国連総会の決議がありながら、ついに実現しなかった。第1次中東戦争の結果、国連決議によってアラブの領域に割り当てられた地域は、かなりの部分がイスラエルの支配下に入る。残りの部分は、アラブ諸国の軍事介入で確保された。すなわち、地中海岸のガザ地帯はエジプトの施政下に置かれ、ヨルダン川の西岸一帯はトランシヨルダン王国に保持された。しかし、1950年、西岸は王国領に併合される。このように旧英委任統治領のパレスチナは三分割された。

1956年の第2次中東戦争（スエズ戦争）で、ガザ地帯はイスラエル軍に占領された。その撤退後は10年間にわたり、国際連合の平和維持部隊が駐屯する。さらには1967年の第3次中東戦争（六日戦争）で、イスラエルは再びガザ地帯を制圧したばかりか、ヨルダン川西岸の全域を占領した。度重なるアラブ・イスラエル戦争の結果、パレスチナ・アラブ人は戦争難民として近隣諸国に離散するか、ユダヤ国家の占領体制下に組み入れられる。

この国家なき民は1950年代の半ばから武装集団を組織し、故地の武力解放を呼号した。イスラエルはゲリラの破壊活動に軍事報復を加え、近隣アラブ諸国に越境攻撃を辞さなかった。PLOは1964年にアラブ連盟の支援で結成され、のちにゲリラ組織の参加を得て対イスラエル抵抗運動を続ける。1973年の第4次中東戦争後、PLOはアラブ首脳会議でパレスチナ人の「唯一、正統の代表」として認知され、さらに国際連合でオブザーバーの地位を与えられた。PLOの執行部は事実上の政府として活動し、西欧諸国を含む多数の国々に大使館に相当する代表部を置いている。

## 独立宣言の背景と内容

1987年12月の始め、イスラエルの占領地で、官憲と住民の間に小さな衝突事件が起きた。これが発火点となって、パレスチナ人の抵抗運動がガザ地帯と西岸で燃え上がる。この騒乱状態はインチファーダと呼ばれ、アラビア語で蜂起とか反乱を意味し、そのままイスラエルの新聞雑誌で用いられるほどになった。六日戦争から20年、住民は初めて占領体制に公然と反抗し、武器を持たぬまま投石で物理的抵抗を続ける。イスラエルは抵抗運動は警察力だけで鎮圧できず、正規軍を治安出動させて、発砲、予防拘禁、家屋の爆破、外出禁止の強硬手段で対抗した。だが、民衆の蜂起は1年以上も持続し、その間に400人近い犠牲者を出す。<sup>4)</sup>

ヨルダン王国（旧トランシヨルダン、1950年に国名を改称）は六日戦争で敗北し、ヨルダン川の西岸をイスラエルに奪われた。しかし、被占領地に潜在主権を保有し、パレスチナ人の公務員の給料を支払い、また開発計画に資金を投入してきた。つまり、イスラエル支配下のパレスチナ系ヨルダン人はフセイン国王の臣民であり、西岸はヨルダン王国の一部であった。したがって、中東和平の前提として占領地の返還が問題となる時、イスラエルの交渉相手はヨルダンであって、決してPLOではなかった。このパレスチナ人の「唯一、正統の代表」は、イスラエルからはテロリスト集団として敵視され続ける。

1988年7月31日、ヨルダンのフセイン国王は西岸の潜在主権を放棄し、すべてをPLOに委ねる。それまでPLOが西岸に国家樹立を望んでも、そこは法的にヨルダンの土地で、しかもイスラエルに占領されている。だが、フセインが手を引くことによって、西岸に政治的真空が生じた。この機をPLOは逃さず、独立宣言に踏み切る。<sup>5)</sup>

パレスチナ国の独立宣言は1947年11月29日の国連総会決議に依拠し、国際社会から広範な承認を得ようと意図した。

この総会決議181号は英委任統治領パレスチナの分割、ユダヤ、アラブ両独立国家の樹立、聖都エルサレムの国際管理を内容としている。この決議案は三分の二の特別多数決で決定されるため、当初は総会通過が危ぶまれた。

しかし、米国が強引な多数派工作で反対陣営を切り崩した結果、分割決議は僅差で可決される。また、ソ連も東欧の衛星国と共に、米国に同調して賛成票を投

じた。アラブ諸国は集票工作を不正と断じ、分割決議の受け入れをこそって拒否する。そればかりか、イスラエル建国の翌日、パレスチナに派兵して、第1次中東戦争を引き起こした。<sup>6)</sup>

もっとも、パレスチナ独立宣言は総会決議181号をそのまま認めた訳でなく、次の但し書きを付けている。

国連総会決議181号はパレスチナをアラブとユダヤの二カ国に分割した結果、パレスチナ・アラブ人を離散に追い込み、その民族自決権を奪った。この歴史的不正義にもかかわらず、この決議は国際的正統性の条件を満たし続け、パレスチナ・アラブ人民の主権と民族独立の権利を保証している。<sup>7)</sup>

ところで、独立宣言はエルサレムを新国家の首都にすると述べているが、国連総会決議181号は聖都を国際管理下に置くと定めている。この明白な矛盾をどうするのか。

また、PLO の基本方針を明らかにしたパレスチナ民族憲章は、その第19条で1947年のパレスチナ分割とイスラエルの建国は全く不法で、国連憲章に盛り込まれた諸原理に反すると断じている。今後、PLO は新しい情勢に即応して、さまざまな文書の改訂を迫られている。

独立宣言の最大の特徴は、明確に暴力を否定したことである。PLO は長年にわたって、イスラエルにゲリラ活動を挑んできた。パレスチナ民族憲章によると、武装闘争こそパレスチナ解放の唯一の手段（第9条）であり、パレスチナの全面解放以外のあらゆる解決策を拒否（第21条）する。だが、独立宣言は次のように明確に述べ、武闘路線の放棄をうたっている。国連憲章と国連諸決議に従い、平和的手段による紛争解決を信じ、自国に対しても他国に対しても、武力による威嚇と武力の行使、暴力とテロリズムを排する——と。この箇所を注意深く読めば、イスラエルが報復の名目で軍事力を乱用していることも、同様に非難されていることが理解できよう。

PLO の路線転換は、新国家が国際社会に受容されるために、絶対不可欠であった。これまで PNC が開催されるごとに、武装闘争の継続を確認している。それ

だけに独立宣言は大胆に武力を否認し、暴力とテロを排除することによって、過去と決別を試みた。

### イスラエルを間接承認

独立宣言は新国家を「パレスチナの地」に樹立すると述べているだけで、その領域を明確にしていない。だが、その法的根拠を国連総会決議181号に求めるならば、イスラエルとの共存を避けることはできない。総会決議181号は英委任統治領にアラブとユダヤ国家の独立を想定し、地図に国境線を引いたからである。

第1次中東戦争の結果、イスラエルはアラブ国家に割り当てられた領域のかなりの部分を併呑している。停戦時の軍事境界線はアラブ諸国との休戦協定に裏付けされ、事実上の国境線となった。さらに1967年の第3次中東戦争でパレスチナ全土がイスラエルに軍事征服された。常識的には、新国家の版図はいまイスラエルの占領下のヨルダン川西岸とガザ地帯に限定されるだろう。<sup>8)</sup>

新国家によるイスラエルの承認は、独立宣言の文言から読み取れない。しかし、PNCは独立宣言とは別に政治宣言を採択し、国際連合安全保障理事会の決議242号と338号に言及している。これまでPLOは米国の要求にもかかわらず、中東和平交渉の前提条件として両決議の受け入れを拒否してきた。両決議の受け入れでPLOは暗黙裏にイスラエルを承認し、従来の路線の一大転換を図った。

安保理決議242号は、第3次中東戦争後の1967年11月22日に採択され、占領地からイスラエルの撤退を求めるとともに、中東地域のすべての国の主権、領土保全、政治的独立の認知と尊重、ならびに平和的に生存する権利を確認している（下線は筆者による）。この慎重な間接表現は、イスラエルの承認を意味するものと解釈してきた。安保理決議338号は、1973年10月23日、第4次中東戦争の停戦を求めたもので、同時に242号の履行を求めている。

米国は中東和平の前提条件として、アラブ諸国に両決議の受け入れを迫り、ほとんどの国が受諾した。しかし、PLOは拒否し続ける。安保理決議がパレスチナ人の命運について、難民問題の公正な解決を図ると述べるだけで、民族自決権を認めていないからである。

PNCは政治宣言の中で、積年のアラブ・イスラエル対決（なかんずくパレス

チナ問題) の包括的解決を求め、国連憲章の枠内で国際会議の開催を提唱した。この会議は安全保障理事会の242号と338号決議に基づき、その常任理事国とPLO を含めた関係諸国が参加する。つまり、PLO はこれまで拒否し続けた安保理決議を逆手に取り、占領地からイスラエル軍の撤退を実現させ、そこにパレスチナ国の樹立をめざしている。

PLO はアルジェのPNC 大会を機に稳健柔軟路線に転換を果たすまで、内部では硬軟両論が対立した。とりわけ安保理決議の受け入れは、イスラエルの承認につながるだけに、強硬派から異論が強く出た。独立宣言が満場一致で採択された一方で、政治宣言は安保理決議の242号と338号の言及をめぐって投票に付され、賛成253、反対46、棄権10の表決結果で可決される。

安保理決議がPNC に認められたからといって、PLO はパレスチナの将来を単なる難民問題の解決として満足する訳ではない。政治宣言は両決議を中東和平国際会議の土台に据えながら、パレスチナ人民の正統な民族的権利、とりわけ民族自決の達成を強調しているからである。

### イスラエル世論の右傾化

PNC の招集される半月前の11月1日、イスラエルでは国会議員の選挙が行われた。この総選挙は中東和平への国民投票の意味合いを帯び、近隣のアラブ諸国だけでなく、全世界の注目を引いた。中道左派の労働党は占領地の部分的返還と国際会議の開催を主張し、右翼のリクード党は占領地の保持と和平交渉の国際化に反対した。

イスラエルの選挙制度は完全な比例代表制で、民意がかなり正確に議席数に反映される。開票の結果、定数120の国会議席のうち、右翼のリクード党が40、中道左派の労働党が39を獲得し、残りの議席を十数の小政党で分けあった。リクードを中心とする右派陣営にユダヤ原理主義的宗教政党を合計すると、過半数を突破する。イスラエルの世論は明らかに右へ動き、中東和平の早期達成に否定的な判断を下した。<sup>9)</sup>

組閣工作は難航した。総選挙から7週間も過ぎた12月下旬、ようやくリクードと労働党の二大政党は連立政権を樹立するのに同意した。前回(1984年)の総選

挙の際も、両政党の勢力がほぼ伯仲した結果、変則的な挙国政権を結成し、首相の任期を折半して2年交替としている。今回はリクード出身のシャミール首相が4年間の任期いっぽい務める。

労働党は連立参加の条件として、ユダヤ教徒の入植地を占領地に初年度だけで8カ所も建設するのに合意した。これは将来の和平交渉に新たな障害を生じ、国際社会の非難を招くだろう。入植地の増加は占領地の事実上の併合を意味し、ガザ地帯と西岸の返還を不可能にする。また、両党はPLOを交渉相手と認めぬ点でも、意見の一一致を見た。連立政権の条件は、パレスチナ独立宣言に対する明白な回答にはかならない。<sup>10)</sup>

イスラエルの議会政治史で、大政党が単独で過半数を制したことはない。このため歴代の第一党は連立政権を樹立するために、複数の小政党の協力を仰がねばならなかった。そこで小会派は議会の表決を左右できるのを利用し、政治的主張を実力以上に高く売り付けるのを常とした。当初、シャミール首相は中東和平について主張の違う労働党との連立を考えず、対アラブ強硬派の宗教・右翼勢力と提携をめざす。

イスラエルの右派陣営は、宗教的色彩の濃い政党と政治的に右翼の政党に二分される。前者は正統派ユダヤ教原理主義者に、後者は退役職業軍人に、それぞれ率いられている。宗教的政党はユダヤ教の律法の厳格な順守を求め、旧約聖書に忠実であればあるほど、ヨルダン川西岸とガザ地帯の占領地に執着せざるを得ない。それが聖書に記された〈神の約束の地〉の相当部分を占めているからである。政治的に極右の政党は西岸とガザの併合、あるいは占領地からパレスチナ人の住民の追放を公然と要求している。<sup>11)</sup>

### レーガン政権の態度急変

第2次世界大戦後、米国はパレスチナの分割とユダヤ国家の建国を支援して以来、その後の時折の摩擦にもかかわらず、イスラエルの後見役を自任してきた。PNCが第19特別大会で方針を大転換し、武装闘争の否定とイスラエルの間接承認に踏み切ったにもかかわらず、ワシントンの反応は懷疑的だった。しかも、1988年12月、アラファートPLO議長がニュー・ヨークの国連総会に出席し、パ

レスチナ国の独立宣言と新方針を訴えようとしたところ、米国務省は入国査証の発行拒否という姑息な手段で機会を封じた。

ところが、12月14日、レーガン大統領は態度を急変して、PLOとの対話を始めるよう指示する。アラファート議長がニュー・ヨーク入りできなかった後、国連はスイスのジュネーブに総会の会場を移した。この席で彼はPNCの決定を説明し、さらに記者会見などのさまざまな機会を利用して、イスラエルの生存権の承認、テロリズムの放棄、国連安保理決議242号と338号の受諾を明確化した。一連のアラファート発言から判断して、ホワイト・ハウスは従来の米国的要求がPLOに正式に受け入れられたと判断した。

チュニジア駐在の米国大使は本国からの訓令にもとづき、早速にもPLOの首脳部と会談を始めた。1982年のレバノン戦争に敗北してベイルートから追われて以来、パレスチナ人の「唯一、正統な代表」組織は北アフリカの兄弟国に本拠を移していた。それまで米国政府は〈テロリスト団体〉との接触を禁じていたが、その行政措置が13年ぶりに解除された。任期満了間際のレーガン大統領の決断は、ブッシュ次期大統領に継承されよう。

しかし、これで中東和平の機運が一挙に高まると見るのは早計で、楽観的に過ぎる。レーガン大統領の方針転換後も、シュルツ国務長官はパレスチナ国の独立宣言を承認せずと明言し、イスラエルの安全保障をめぐる米国の関与は断じて変わっていないと述べた。

安保理決議242号は、戦争による領土獲得を容認せずと強調している。PLOがこの決議の受諾に踏み切った時、イスラエルはむしろ当惑したに違いない。パレスチナ民族憲章の武力闘争論を口実にして、占領体制の存続を正当化できなくなったからである。

イスラエルはヨルダン川西岸とガザ地帯の保持をユダヤ国家の生存に絶対必要と考えるだけに、占領地の返還に容易に応じないだろう。したがって予見できる将来、イスラエルがパレスチナ国の独立の承認に踏み切るとは、まず考えられない。シャミール首相は政権の安定と対米配慮のため、神権的、極右的政党との提携を避けて、イデオロギー的に相容れぬ労働党と連立を組んだ。だが、連立政権の前提条件は占領体制の恒久化であり、中東和平の否定にはかならない。

PLO が受け入れた安保理決議242号は、中東地域のすべての国が安全に生存できる「公正で永続する平和」のために尽力する必要性を説く。だが、そのような平和が到来するかどうか、PLO と米国の劇的な方針転換にもかかわらず、その見通しは残念ながら暗いと言わねばなるまい。

## 註

- 1) 独立宣言の正文はアラビア語で書かれているが、本稿ではパレスチナ解放機構東京事務所提供の英訳によった。
- 2) イスラエルのシャミール首相は PNC の独立宣言について、イスラエルの生存に対するアラブ・テロリスト組織の戦争の次の段階と酷評し、新国家と交渉する意図の無いことを明瞭にした。[1988年11月16日付 *International Herald Tribune* の第1頁]
- 3) フランスのデュマ外相は国民議会で、パレスチナ国の承認をめぐって次の通り述べた。  
(外交) 原則上の困難は無いが、国境が明確でない国家の承認は国内法から不可能である——と。西独ではゲンシャー外相が PNC のアルジェ大会を中東和平に至る重要な一步と評価しながらも、外務省高官は PLO 国家の承認はあり得ないと否定的見解を明らかにした。[1988年11月18日付の同紙、第1頁、第3頁]
- 4) エルサレム発行のアラブ側英字新聞の独自の調査報道によると、1年間のインチファーダでパレスチナ人の死者の数は390人に達する。[1988年12月12日付 *Al-Fajir* 紙、第1頁]一方、イスラエルに本拠を置くアラブ系人権団体の報告書の数字では、パレスチナ人の死者は405人と見積もられている。また、イスラエル国防軍と国防省の公式数字によれば、死者の数は313で、かなりの差がある。この間のイスラエル側の死亡者は、兵士2と民間人6の合計8人に過ぎない。[1988年12月17日付 *The Jerusalem Post (International Edition)*、第2頁]
- 5) この時、PLO 内部では独立宣言と同時に臨時政府の樹立をめざす積極論、性急に独立宣言を発することなく、一定期間、占領地を国際連合の統治に委ねる慎重論もあった。  
[PNC 大会に出席した在京のパレスチナ高官談]
- 6) パレスチナ分割決議の採択をめぐって、中小国にさまざまな圧力が加えられた事実に關し、アラブ諸国の代表は国連総会の公式議事録に批判的發言をとどめている。たとえば、レバノン代表は表決前の36時間に賄賂と經濟制裁がらみの露骨な票集めが行われた点を指摘し、投票の自由を強調して国連の将来を憂えた。イラク代表は分割計画は国連案の名に値せず、權力政治による押し付け案と酷評した。サウジ・アラビア代表は国連総会で採択されたパレスチナ分割決議に拘束されないと宣言した。[Henry Cattan, *Palestine and International Law: The Legal Aspects of the Arab-Israeli Conflict*, (London: Longman, 1973年), 52~53頁]
- 7) この引用箇所も、PLO 東京事務所提供の英訳テキストによる。

- 8) 第1次中東戦争がアラブ側の敗北に終わった後、1948年2月から7月にかけて、参戦国のエジプト、レバノン、イスラエル、シリアの諸国はイスラエルと個別に休戦協定を締結した（イラクは調印せず）。パレスチナ人は当事者でありながら、独立を認めた国連決議にもかかわらず、国家あるいは代表団体の下に組織化されていなかった。したがって、この時の軍事境界線（事実上の国境）について、パレスチナ人は関知しない。しかしながら、1974年のPNC決議と1976年のPLO政治局長発言は、パレスチナの全面解放（換言すれば、イスラエルの解体）の建前論にこだわらず、ヨルダン川の西岸とガザ地帯に小国家を建設する構想を認めた。今度の独立宣言によるパレスチナ国の領土の範囲も、この構想の延長上にあると判断してよいだろう。〔大石悠二著『アラブ現代史 パレスチナの悲劇』（東京：泰流社、1984年），75頁、221頁参照〕
- 9) 総選挙の結果、リクードと労働党の大政党が伸び悩んだのに比べて、宗教関係の諸党が躍進し、5政党で18議席を獲得した。左派陣営の当選者数は労働党の39に3政党を合わせて合計48、右派陣営はリクードの40に3友党（人種差別主義的主張のために失格した極右政党の1を除く）を加えて合計46。このほかに共産党とアラブ系イスラエル人の政党など3党で8議席を得ている。左右両派の勢力を比較すると、僅差で労働党主導の左派陣営が優勢だった。しかし、選挙後の見通しでは、リクードが宗教勢力の支持を当て込んで、右派連立政権を樹立すると思われた。〔『月刊中東研究』1988年12月号、4～5頁〕ところが、宗教諸政党は連立の条件として、ユダヤ教徒たる資格の厳格化を要求する法律改正を持ち出した。この主張はイスラエル国内はもとより、米国内のユダヤ教徒の間で強い反発を招いた。大多数のイスラエル国民と米国民の同信者は世俗的教徒であり、シオン主義国家が「右翼神権国家」に変貌するのを恐れたからである。〔1988年11月6日付The New York Times (Weekly Review), 1～2頁〕
- 10) シャミール新政権が独自の中東和平構想を打ち出し、キャンプ・デービッド協定、イスラエル・エジプト平和条約に基づき、占領地内でパレスチナ人の「自治」を認めるかも知れない——と、一部のマスメディアは予測している。だが、1年以上に及ぶインティファーダと独立宣言の後で、パレスチナ人が民族自決を自治にすりかえられたくらいで満足するはずがないのは明白である。
- 11) 右派陣営の3小政党（テヒヤ＝復興、ツォメト＝十字路、モレドト＝祖国）は、それぞれ前イスラエル国防軍諜報部長、国防軍幕僚長、英委任統治時代の非合法武装勢力の創始者の一人で独立後は国防軍の将官に率いられ、占領地の併合とパレスチナ住民の近隣アラブ諸国への“移送”を主張している。〔1988年11月14日付News Week, 23頁〕